

身延山大学学則(令和8年度版)

第1章 総則

第1条 本学は、教育基本法及び学校教育法の定めるところに従い、日蓮聖人の立正安国の精神に則り、健全なる社会人として、広い視野に立った専門教育を施し、学術の理論及び応用を教授研究して、社会のために身を以て尽くすことの出来る人間の養成を目的とする。

2 前項を達成するための教育目的は次のとおりとする。

- (1) 健全なる社会人の養成。
- (2) 学術の理論と応用を身に付け、広い視野を持つ人財の養成。
- (3) 社会の為に身を以って尽くせる人財の要請。

3 本学は、教育研究の向上をはかり、前項の目的を達成するために自己点検・評価を行う。これに関する事項は別に定める。

4 本学は、教育研究活動等の状況について、広く周知を図ることができる方法によって、積極的に情報を提供するものとする。

第2章 学科及び収容定員

第2条 本学に仏教学部を置く。学部の学科及びその収容定員は次のとおりとする。

学部学科名	収容定員	
	入学定員	総定員
仏教学部仏教学科	30名	120名

第3条 本学の修業年限は4年とする。

2 学生は、8年を超えて在学することはできない。但し、諸事情において在学年数を超えて、入学を希望する者は、それに相当する入学試験を受験し、認められた場合のみ在学年数を超えて在籍する長期履修学生として認める場合もある。

3 長期履修学生規程については、別にこれを定める。

4 第1項の規程にかかわらず、本学の科目等履修生として一定の単位を修得した者が入学する場合において、当該単位の修得により本学の教育課程の一部を履修したと認められるときは、その単位数等に応じて、相当期間を第1項の修業年限の2分の1を超えない範囲で修業年限に通算することができる。

5 前項の修業年限の通算については、教授会の議を経て、学長が認定する。

第3章 学年、学期及び休業日

第4条 学年は4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第5条 学年を分けて次の2期とする。

前期 4月1日から9月30日まで

後期 10月1日から3月31日まで

第6条 休業日は、次のとおりとする。

日曜日

国民の祝日に関する法律に規定する休日

学校記念日

春期休業日 3月20日から3月31日まで

夏期休業日 8月1日から9月30日まで

冬期休業日 12月21日から翌年1月10日まで

2 必要がある場合、学長は、前項の休業日を臨時に変更することができる。

3 第1項に定めるもののほか、学長は、臨時の休業日を定めることができる。

第4章 入学、退学及び休学

第7条 入学の時期は、学年または学期の始めとする。

第8条 本学に入学することのできる者は、次の各号の1に該当する者とする。

- (1) 高等学校を卒業した者又は中等教育学校を卒業した者。
- (2) 通常の課程による12年の学校教育を終了した者。（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を終了した者を含む。）
- (3) 外国において、学校教育における12年の課程を終了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定したもの。
- (4) 文部科学大臣が高等学校の課程に相当する課程を有するものとして指定した在外教育施設の当該課程を終了した者。
- (5) 文部科学大臣の指定した者。
- (6) 文部科学大臣が行う高等学校卒業課程認定試験に合格した者。（含む旧大学入学者検定規定により検定に合格した者。）
- (7) 本大学において相当年齢に達し、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者。

第9条 本学に入学を志願する者は、本学所定の書類に検定料を添えて提出しなければならない。提出の時期、方法、提出すべき書類等については別に定める。

第10条 前条の入学志願者については、別に定めるところにより、選考を行う。

第11条 前条の選考の結果に基づき合格の通知を受けた者は、所定の期日までに、本学所定

の書類を提出するとともに、所定の入学料を納付しなければならない。

2 入学の許可は当該学部教授会の意見を参考として、学長が行う。

第12条 本学の仏教学部に欠員が生じた場合において、再入学、転入学、編入学及び転学科を許可することがある。

2 前項の規定により、再入学、転入学、編入学及び転学科を許可された者の既に修得した授業科目及び単位数の取扱い並びに在学すべき年数については、教授会の意見を参考として学長が決定する。

第13条 退学又は他の大学へ転学を希望する者は、その理由を添えて学長に届け出て、退学又は転学する事ができる。

第14条 疾病その他やむを得ない事情により3ヶ月以上修学することのできない者は、学長に届け出て、休学することができる。

2 病気その他の理由により修学することが不相当であると認められる者に対しては、教授会の意見を参考として、学長が休学を命ずることができる。

第15条 休学の時期は、1年を超えることができない。但し、特別の事由がある場合は、学長に届け出て、引き続き更に1年まで延長することができる。

2 休学の時期は通算して4年を超えることができない。

3 休学の期間は第3条第2項の在学年限に算入しない。

第16条 休学期間中にその理由が消滅した場合は、学長に届け出て許可を得て復学することができる。

第17条 次の各号の1に該当する者は、教授会の意見を参考として、学長が除籍する。

- (1) 第3条第2項に定める在学年限を超えた者。
- (2) 第15条第2項に定める休学の期間を超えてなお修学できない者。
- (3) 授業料の納付を怠り、催促してもなお納付しない者。
- (4) 長期にわたり行方不明の者。

第5章 教育課程及び履修方法等

第18条 授業科目区分、授業科目の種類及び単位数は別表1のとおりとする。

第19条 1年間の授業期間は、定期試験を含めて35週を原則とする。

第20条 各授業科目の単位数は、次の基準により計算する。

- (1) 講義及び演習については、15時間の授業をもって1単位とする。
- (2) 実験・実習及び実技については、45時間をもって1単位とする。
- (3) (1)・(2)項の授業は、平成13年文部科学省告示第51号の定めるところにより、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させること

ができる。(以下「遠隔授業」という。)

- (4) 前項の授業方法により修得した単位は、60単位を超えない範囲で卒業に必要な単位の中に算入することができる。なお、遠隔授業の方法と授業科目については別に定める。

第21条 授業科目を履修し、その試験に合格した者には、所定の単位を与える。

第22条 試験等の評価は、S、A、B、C、D、Nで表し、C以上を合格とし、Nは認定とする。

第23条 他の大学又は、短期大学（外国の大学又は短期大学を含む。）を卒業又は中途退学者で第1年次に入学した学生の既修得単位については、教育上有益と認めるときは、本学において修得したものとして認定することができる。

2 前項の単位認定は、合計30単位を超えない範囲で行う。

3 前2項の単位認定の取扱いについては、教授会の意見を参考として学長が決定する。

第24条 本学において教育上有益と認めるときは、他の大学又は短期大学との協議により、学生が当該地の大学の専門科目を履修することを認めることがある。

2 前項の規定により当該地の大学において履修した単位については、60単位を超えない範囲で、本学において修得した単位として認めることができる。

3 前2項の実施に関して必要な事項については、教授会の意見を参考として学長が決定する。

第25条 本学において教育上有益と認めるときは、外国の大学又は短期大学との協議により、学生を休学することなく当該外国大学又は短期大学に留学し学習することを認めることがある。

2 前項の規定により学生が留学をして得た学修の成果については、60単位を超えない範囲で、本学において修得した単位とみなすことができる。

3 前2項の実施に関して必要な事項については、教授会の意見を参考として学長が決定する。

第26条 第12条、第24条及び前条の規定により他の大学等又は外国の大学等において修得した単位について、本学において修得したと認めることができる単位数は、すべて合わせて60単位を超えない範囲内とする。

第27条 学長は、教育課程を決定する際は、教授会の意見を参考にするものとする。

第6章 卒業等

第28条 本学を卒業するためには、学生は4年以上在学し、履修方法手引きにより、124単位以上を修得しなければならない。

第29条 本学に4年以上在学し、本学則に定める授業科目及び単位数を修得した者について

は、教授会の意見を参考として、学長が卒業を認定する。

- 2 学長は、卒業を認定した者に対して、学位記・卒業証書を授与する。
- 3 仏教学部仏教学科卒業者は学士（文学）と称することができる。

第7章 検定料・入学金・授業料及びその他の費用

第30条 本学の検定料、入学金、授業料等の金額は、別表2に定める。

第31条 授業料は毎学年の始め（4月）の指定期間に一括納入しなければならない。但し、特別の事情があると認められた者は、別表3に定める方法で分納を認めることがある。

- 2 授業料の減免については、別にこれを定める。

第32条 学期の途中で退学し又は除籍された者の当該期分の授業料は徴収する。

第33条 納付した検定料、入学金及び授業料等の学費は原則として返付しない。

第8章 教員組織

第34条 本学に学長、副学長、学部長、教授、准教授、講師、助教、助手、事務職員、その他必要な職員を置く。

第35条 教授は担当する専門学術の研究並びに教育に従事する。

- 2 准教授、講師は教授を補佐し、研究並びに教育に従事する。

第36条 助教は教授又は准教授の指揮に従い研究、教育に従事する。

- 2 助手は、教育研究の補助をする。

第37条 その他事務職員を置く。

第9章 教授会

第38条 教授会に関する規程は、別に定める。

第10章 学長及び副学長

第39条 学長は本学を統轄し代表する。

- 2 学長は理事会の定めた方針に基づき本学運営の責に任ずる。
- 3 学長選出については別に定める。

第40条 本学に、教育、研究その他必要な分野に関して学長を助け、命を受けて校務をつかさどるため、副学長を置く。

- 2 副学長は、本学の教授のうちから学長が指名するものをもって充てる。

第11章 図書館

第41条 本学に付属図書館をおき、図書館長はこの運営にあたる。

2 図書館に関する規程は別にこれを定める。

第12章 国際日蓮学研究所

第42条 本学に国際日蓮学研究所をおき、所長はこの運営にあたる。

2 国際日蓮学研究所に関する規程は別に定める。

第13章 科目等履修生、聴講生、特別聴講学生及び外国人学生

第43条 本学において特定の授業科目を聴講することを志願するものがあるときは、学部の教育に支障ない場合に限り、選考のうえ科目等履修生、聴講生及び特別聴講学生として許可することがある。

2 科目等履修生、聴講生及び特別聴講学生は学期毎に許可する。

3 科目等履修生、聴講生及び特別聴講学生については、別に定めるところを除き、本学則を準用する。

4 科目等履修生及び聴講生の選考料及び受講料は、別表4に定める。

第44条 外国人で日本国の教育研究機関へ大学教育研究を受ける目的をもって入国し、本学に入学を希望するものがあるときは、選考のうえ外国人留学生として入学を許可することがある。

2 外国人留学生の入学について必要な事項は、別に定める。

3 外国人学生で日本語教育を要する者の授業科目は別表5に定める。

第14章 賞罰

第45条 学生として表彰に値する行為があった者は、教授会の意見を参考として、学長が表彰する。

第46条 本学の規則に違反し、又は学生としての本分に反する行為をした者は、教授会の意見を参考として、学長が懲戒する。

2 前項の懲戒の種類は、退学、停学及び訓戒とする。

3 前項の退学は次の各号の1に該当する学生に対して行う。

(1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者。

(2) 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者。

(3) 正当な理由なくして出席が常でない者。

(4) 本学の秩序を乱し、その他学生としての本分に著しく反した者。

第15章 厚生施設

第47条 本学に学生寮を置く。

2 学生寮に関する規則は別に定める。

第16章 公開講座

第48条 社会人の教養を高め、文化の向上に資するため、本学に公開講座を開設することができる。

第17章 身延山大学介護福祉士実務者学校

第49条 本学に身延山大学介護福祉士実務者学校を置き、学校長はこの運営にあたる。

2 身延山大学実務者学校に関する規定は別に定める。

第18章 規程の改廃

第50条 この規程の改廃は教授会の意見を参考として、理事会の承認を得なければならない。

附則

この学則は平成7年4月1日よりこれを施行する。

この学則は平成8年4月1日より改正これを施行する。

この学則は平成9年4月1日より改正これを施行する。

この学則は平成10年4月1日より改正これを施行する。

この学則は平成11年4月1日より改正これを施行する。

この学則は平成12年4月1日より改正これを施行する。

この学則は平成17年4月1日より改正これを施行する。

この学則は平成19年4月1日より改正これを施行する。

この学則は平成21年4月1日より改正これを施行する。

この学則は平成22年4月1日より改正これを施行する。

この学則は平成23年4月1日より改正これを施行する。

この学則は平成24年4月1日より改正これを施行する。

この学則は平成25年4月1日より改正これを施行する。

この学則は平成26年4月1日より改正これを施行する。

この学則は平成27年4月1日より改正これを施行する。

この学則は平成28年4月1日より改正これを施行する。

この学則は平成29年4月1日より改正これを施行する。

この学則は平成31年4月1日より改正これを施行する。

この学則は令和2年4月1日より改正これを施行する。

この学則は令和2年10月1日より改正これを施行する。

この学則は令和3年4月1日より改正これを施行する。

この学則は令和5年4月1日より改正これを施行する。

この学則は令和8年4月1日より改正これを施行する。

本則実施に必要な細則は別にこれを定める。

別表 1

仏教学科教育課程表

講義名	授業年次	単位		概要
		必修	選択	
人文・社会科学系科目				
哲学	1・2		2	
倫理学	1・2		2	
歴史学	1・2		2	
日本国憲法	1・2		2	
政治学	1・2		2	
社会学	1・2		2	
心理学	1・2		2	
文学	1・2		2	
自然科学系・総合領域科目				
自然科学入門	1・2	2		
人間関係とコミュニケーションの基礎	1・2		2	
人間の尊厳と自立	1・2		2	
高大連携事業の単位認定	1		1	
留学成果による単位認定	1・2・3・4		30≧	
基礎ゼミⅠ	1	1		
基礎ゼミⅡ	1	1		
ボランティア活動の単位認定	1・2・3・4		1	
社会活動の単位認定	1・2・3・4		1	
大学間単位互換事業の単位認定	1・2・3・4		30≧	
地域教養科目				
山梨県と峡南地域	1・2・3・4		2	
山梨県の福祉文化	2・3・4		2	
サービ斯拉ーニングⅠ	2・3・4		1	
サービ斯拉ーニングⅡ	2・3・4		1	
情報科目				
情報処理技能	1・2		2	
データサイエンス	1	2		
保健体育科目				
健康とスポーツの科学	1		2	

トレーニングと身体Ⅰ	1		1	
トレーニングと身体Ⅱ	1		1	
語学科目				
英語A	1		2	
英語B	1		2	
韓国語A	1		2	
韓国語B	1		2	
現代中国語A	1		2	
現代中国語B	1		2	
専門基礎科目				
日蓮学入門	1	2		
仏教通史	1	2		
日蓮聖人伝	1	2		
手話入門	1		1	
手話基礎	1		1	
社会福祉概論Ⅰ	1・2		2	
社会福祉概論Ⅱ	1・2		2	
仏教福祉学概論	1・2		2	
教育原理	1・2		2	
デス・エデュケーション	1・2・3		2	
総合仏教	1・2・3・4	2		
生涯学習概論Ⅰ	1・2・3・4		2	
生涯学習概論Ⅱ	1・2・3・4		2	
カウンセリング入門	1・2・3・4		2	
法華経概論Ⅰ	2・3		2	
法華経概論Ⅱ	2・3		2	
発達心理学	2・3		2	
仏教文化史	2・3		2	
日本文化史	2・3		2	
介護福祉学	2・3		2	
日蓮学系科目				
日蓮教団史	2・3		2	
教化学	2・3		2	
立正安国論概説	2・3		2	
立正安国論講読	2・3		2	
宗学概論	2・3		2	
寺院資料論	2・3・4		2	
日蓮教学史	3・4		2	
日蓮教学と近代社会	3・4		2	
日蓮教学と現代社会	3・4		2	
日蓮学特講Ⅰ	3・4		2	
日蓮学特講Ⅱ	3・4		2	
日蓮宗の歴史資料	3・4		2	
日蓮聖人真蹟研究	3・4		2	
開目抄概説	3・4		2	

開目抄講読	3・4		2	
観心本尊抄概説	3・4		2	
観心本尊抄講読	3・4		2	
仏教学系科目				
サンスクリット語	1・2・3		2	
漢文	1・2・3		2	
チベット語	2・3		2	
大乘仏教概論	2・3		2	
中国仏教概論	2・3		2	
日本仏教概論	2・3・4		2	
東南アジア仏教概論	2・3・4		2	
チベット仏教概論	2・3・4		2	
中国天台学	2・3		2	
日本天台学	2・3		2	
仏教学概論	2・3		2	
仏教学Ⅰ（中観）	3・4		2	
仏教学Ⅱ（唯識）	3・4		2	
仏教学特講Ⅰ	3・4		2	
仏教学特講Ⅱ	3・4		2	
仏教実践系科目				
法要実践Ⅰ	1・2・3		1	
法要実践Ⅱ	1・2・3		1	
法要実践Ⅲ	2・3		1	
法要実践Ⅳ	2・3		1	
読経Ⅰ	1・2・3・4		2	
読経Ⅱ	1・2・3・4		2	
寺院運営	3・4		2	
布教実践Ⅰ	3・4		2	
布教実践Ⅱ	3・4		2	
仏教瞑想	3・4		2	
仏教芸術系科目				
仏教美術史	1・2・3		2	
仏像の基礎知識	2・3		2	
仏教彫刻の鑑賞と実践Ⅰ	2・3		2	
仏教彫刻の鑑賞と実践Ⅱ	2・3		2	
仏像修復の鑑賞と実践Ⅰ	2・3		2	
仏像修復の鑑賞と実践Ⅱ	2・3		2	
書道実践	2・3		2	
かたちと見方・描き方	2・3		2	
音楽療法	2・3		2	
世界遺産研究	2・3・4		2	
文化財研究	2・3・4		2	
仏教芸術特講Ⅰ	3・4		2	
仏教芸術特講Ⅱ	3・4		2	
仏教絵画Ⅰ	3・4		2	

仏教絵画Ⅱ	3・4		2	
仏教音楽Ⅰ	3・4		2	
仏教音楽Ⅱ	3・4		2	
文学・歴史学系科目				
古典文学を読む	1・2・3		2	
古文書学	1・2・3		2	
宗教と文学	1・2・3		2	
考古学概論	2・3		2	
民俗学概論	2・3		2	
世界宗教史	2・3・4		2	
ポップカルチャー論	3・4		2	
現代サブカルチャー論	3・4		2	
児童文学	3・4		2	
現代文学論	3・4		2	
東洋史特講	3・4		2	
日本史特講	3・4		2	
博物館学系科目				
博物館概論	2・3		2	
博物館資料論	2・3		2	
博物館情報・メディア論	2・3		2	
博物館展示論	2・3		2	
博物館教育論	2・3		2	
博物館資料保存論	3・4		2	
博物館経営論	3・4		2	
社会教育系科目				
生涯学習支援論Ⅰ	1・2・3・4		2	
生涯学習支援論Ⅱ	1・2・3・4		2	
社会教育経営論Ⅰ	1・2・3・4		2	
社会教育経営論Ⅱ	1・2・3・4		2	
社会教育課題研究	1・2・3・4		2	
福祉理論系科目				
介護総論	1		2	
ボランティア論	1		2	
ソーシャルワークの基盤と専門職	1		2	
ソーシャルワークの基盤と専門職（専門）	1		2	
ソーシャルワークの理論と方法Ⅰ	1		2	
高齢者福祉論	1・2		2	
保育原理	1・2		2	
青少年問題と社会教育	1・2・3・4		2	
家庭教育	1・2・3・4		2	

障害者福祉論	2		2	
社会福祉調査の基礎	2		2	
福祉サービスの組織と経営	2		2	
社会保障論Ⅰ	2		2	
社会保障論Ⅱ	2		2	
地域福祉と包括的支援体制Ⅰ	2		2	
地域福祉と包括的支援体制Ⅱ	2		2	
ソーシャルワークの理論と方法Ⅱ	2		2	
ソーシャルワークの理論と方法（専門）Ⅰ	2		2	
子育て支援論	2		2	
障がい児福祉	2		2	
児童・家庭福祉	2・3		2	
貧困に対する支援	2・3		2	
保健医療と福祉	2・3		2	
刑事司法と福祉	2・3		2	
権利擁護を支える法制度	2・3		2	
医学概論	3		2	
ソーシャルワークの理論と方法（専門）Ⅱ	3		2	
地域福祉演習	3・4		1	
地域福祉実践	3・4		1	
福祉技術系科目				
介護過程・医療的ケア演習	1・2・3・4		1	
ソーシャルワーク演習	1		1	
ソーシャルワーク演習（専門）Ⅰ	2		1	
ソーシャルワーク演習（専門）Ⅱ	2		1	
ソーシャルワーク演習（専門）Ⅲ	3		1	
ソーシャルワーク演習（専門）Ⅳ	3		1	
ソーシャルワーク実習指導Ⅰ	2		1	
ソーシャルワーク実習指導Ⅱ	3		1	
ソーシャルワーク実習指導Ⅲ	3		1	
ソーシャルワーク実習Ⅰ	2・3		1	
ソーシャルワーク実習Ⅱ	3・4		4	
キャリア系科目				
手話実践（日常会話）	2		1	
手話実践（通常会話）	2		1	
キャリア教育Ⅰ	2・3・4		1	
キャリア教育Ⅱ	2・3・4		1	

キャリア教育Ⅲ	2・3・4		1	
インターンシップⅠ	3・4	1		
インターンシップⅡ	3・4		1	
インターンシップⅢ	3・4		1	
インターンシップⅣ	3・4		1	
ゼミナール・卒業論文				
ゼミナールⅠ	2	1		
ゼミナールⅡ	2	1		
ゼミナールⅢ	3	1		
ゼミナールⅣ	3	1		
卒業論文	4	8		
資格取得に関する科目				
学芸員資格取得に関する科目				
博物館実習	3・4		3	
社会教育主事資格取得に関する科目				
社会教育演習	1・2・3・4		1	
社会教育実習	3・4		1	
社会福祉主事任用資格取得に関する科目				
社会福祉体験実習研究	1・2		2	
社会福祉体験実習	2・3		1	
日本語に関する科目				
漢字Ⅰ (Chinese CharacterⅠ)	1・2・3・4		1	
漢字Ⅱ (Chinese CharacterⅡ)	1・2・3・4		1	
語彙Ⅰ (VocabularyⅠ)	1・2・3・4		1	
語彙Ⅱ (VocabularyⅡ)	1・2・3・4		1	
文法Ⅰ (GrammarⅠ)	1・2・3・4		1	
文法Ⅱ (GrammarⅡ)	1・2・3・4		1	
文法Ⅲ (GrammarⅢ)	1・2・3・4		1	
文法Ⅳ (GrammarⅣ)	1・2・3・4		1	
読解Ⅰ (Reading ComprehensionⅠ)	1・2・3・4		1	
読解Ⅱ (Reading ComprehensionⅡ)	1・2・3・4		1	
作文Ⅰ (CompositionⅠ)	1・2・3・4		1	
作文Ⅱ (CompositionⅡ)	1・2・3・4		1	
聴解Ⅰ (Listening ComprehensionⅠ)	1・2・3・4		1	
聴解Ⅱ (Listening ComprehensionⅡ)	1・2・3・4		1	
会話Ⅰ (ConversationⅠ)	1・2・3・4		1	
会話Ⅱ (ConversationⅡ)	1・2・3・4		1	

別表2

種 別	入学年度	金 額	備 考
		仏教学科	
検定料	平成7～15年度 平成16年度以降	30,000円 30,000円	検定時のみ
入学金	平成10年度 平成11年度 平成12～15年度 平成16年度以降	410,000円 390,000円 280,000円 280,000円	入学時のみ
授業料	平成7年度 平成8年度 平成9年度 平成10年度 平成11年度 平成12～15年度 平成16年度以降	500,000円 530,000円 560,000円 590,000円 610,000円 630,000円 630,000円	
実習料	平成8～11年度 平成12～15年度 平成16年度以降	30,000円 20,000円 30,000円	
施設拡充費	平成7年度 平成8年度 平成9年度 平成10年度 平成11～15年度 平成16年度以降	150,000円 160,000円 170,000円 180,000円 190,000円 190,000円	
暖房費	平成7～15年度 平成16年度以降	30,000円 30,000円	
諸会費	平成7～15年度 平成16年度以降	10,000円 10,000円	
研究費	平成7年度以降 平成16年度以降	10,000円 10,000円	

別表3

種 別	入学年度	4 月	10 月	備 考
-----	------	-----	------	-----

授業料	平成7年度	250,000円	250,000円
	平成8年度	265,000円	265,000円
	平成9年度	280,000円	280,000円
	平成10年度	295,000円	295,000円
	平成11年度	305,000円	305,000円
	平成12～15年度	315,000円	315,000円
	平成16年度以降	315,000円	315,000円

別表4

種 別	入学年度	金 額		備 考
		科目等履修生	聴講生	
選考料	平成8～26年度	20,000円	10,000円	初年度のみ
	平成27年度以降	20,000円	10,000円	
登録料	平成8～26年度	40,000円	10,000円	初年度のみ
	平成27年度以降	40,000円	10,000円	
履修料	平成8～26年度	15,000円	10,000円	1単位
	平成27年度以降	20,000円	10,000円	

別表5 日本語教育科目

講義名	授業年次	単位		摘要
		必修	選択	
漢字Ⅰ	1・2・3・4		1	
漢字Ⅱ	1・2・3・4		1	
読解Ⅰ	1・2・3・4		1	
読解Ⅱ	1・2・3・4		1	
作文Ⅰ	1・2・3・4		1	
作文Ⅱ	1・2・3・4		1	
語彙Ⅰ	1・2・3・4		1	
語彙Ⅱ	1・2・3・4		1	
文法Ⅰ	1・2・3・4		1	
文法Ⅱ	1・2・3・4		1	
文法Ⅲ	1・2・3・4		1	
文法Ⅳ	1・2・3・4		1	
聴解Ⅰ	1・2・3・4		1	
聴解Ⅱ	1・2・3・4		1	
会話Ⅰ	1・2・3・4		1	
会話Ⅱ	1・2・3・4		1	

